

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令案」に係る意見募集の結果について

令和6年11月29日  
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令案」について、令和6年10月18日から同年11月17日まで御意見の募集を行ったところ、3件の御意見をいただきました。

命令案に関するいただいた御意見の概要及びそれに対するデジタル庁の考え方について、以下のとおりまとめました。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

貴重な御意見をいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>根強い反対意見がある中で、被保険者証の廃止を強行する理由は何でしょうか。</p> <p>自動車運転免許証においては、選択できる方法を採用したと認識している。</p> <p>被保険者証も選択できるようにし、被保険者証は存続することでいいのではないのでしょうか。</p> <p>資格確認書という被保険者証と同等のものを交付する仕組みは、医療機関や被保険者に留まらず地方自治体においても混乱をきたしている。</p> <p>早期に被保険者証の廃止を撤回し、マイナ保険証との選択制にするべきです。</p> <p>(資格確認書でも選択制であることは知っていますが、名称を変更することに対する指摘です。)</p>	<p>現行の被保険者証の新規発行を終了し、マイナンバーカードによる電子資格確認を基本とした仕組みに移行することは、第211回国会における「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」のご審議を経て決定されたものです。</p> <p>一方で、被保険者証の新規発行終了後に、全ての方に安心して確実に保険診療を受けていただけるよう</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・施行日以降も、最大1年間、現行の被保険者証が使用可能であるほか、</li><li>・マイナ保険証を保有しない方には、申請によらず各保険者において資格確認書を発行する</li></ul> <p>など、必要な措置を講じることとされています。</p> <p>また、保険者から被保険者に対し、健康保険証の廃止について、現行の健康保険証の有効期限、資格確認書の交付の運用等も含めて周知されています。</p>

<p>健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、これらの3つの法律において、資格確認書の送付に関しては、「資格確認書の交付を求めることができる」ではなく、「保険者は資格確認書を被保険者に交付する義務を負う」とするべきである。</p>	<p>健康保険法等における資格確認書に係る条文については、211 回国会における「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」のご審議を経て決定されたものです。</p> <p>また、現行の被保険者証からマイナ保険証への移行期においても、高齢者等を含むすべての国民が安心して保険診療を受けられるよう、当分の間、マイナンバーカードを保有されていない方やマイナンバーカードの保険証利用登録をされていない方等、電子資格確認を受けることができない方に対して申請によらず、資格確認書を交付することとされています。</p>
<p>特段反対は無いのであるが、国は、ICチップ付きの、健康保険制度用カードあるいは社会保障用カードを作り、希望者に交付する等した方が良いのではないかと考える。</p> <p>そのような専用のカードであれば、従前の健康保険被保険者証と同様に、健康保険に関する情報をカードに直接的に記載する事が容易であり（とりあえずは、一律に、国民健康保険の情報を記載しておき、必要に応じ社会保険の情報を記載するという形を基本とすると良いのではないかと思われる。）、それによる電子的読み取りのみに依存しない形での情報確認も可能であるはずであろう。（なお、この場合においては、盤面への後からの印字やシール貼付により、（自動車運転免許証等と同様に）盤面に記載の情報を変更する事で、ICチップ付きカードの再発行を行わずとも、カードに直接的に記載された情報の変更を行う事も可能であり、それは発行に関しての国・市民双方の負担を減らせる可能性があるであろう。一度カードを発行すれば、必要があればどこかの機器がある施設（たとえば区役所や大規模病院等）において手続を行えば</p>	<p>いただいた御意見は、今後のデジタル政策を検討する上で参考とさせていただきます。</p> <p>なお、個人番号カードは、運用当初より、民間事業者が従業員等の個人番号を取得する際に番号確認と身元確認を行う場合、また、法令や条例で定められた手続き以外の事務において表面を身分証明書として利用する場合においても個人番号カードを提示することが想定されており、行政機関以外に見せない運用を基本としているものではございません。</p>

良いようにすれば、従前の国民健康保険被保険者証のように高い頻度での再発行をしなくても良いようになるかと思われる。）

また、ICチップが付いていれば、偽造への耐性が高くなり、当然に被保険者の認証について用いれる事から、紙の保険証の問題点として指摘されている偽造の容易さにも対応が行えるはずである。（なお、顔認証についてはあまり使用について肯定的に考えない。行政ではない民間の機関に顔認証関係の情報をやり取りさせての処理を、民間の機関が有する機器・回線を用いて行わせる事には問題が多いと考える（端末についてのハッキングも可能であったりするであろう。ソフトウェアの動作に関わるライブラリのハッキングや処理時の各種命令の呼び出し、メモリ状態等の取得について機関側が行えたりするであろう。通信内容について暗号化をデコードした内容の把握が（複数の所で）可能であったりするであろう。進学校で成績の良い者達は大学前からそのような事を出来たりするものであるのであるが、国はそれらを止める事が行えないであろう。）。顔認証についてそのような事が行われる危険性が避けられないのは

（民間の機関に行わせるという部分があれば、必ずその部分で避けられない部分が出てくるはずである。）、国民の安全に害になるものと考ええる。国は民間の医療機関（他もであるが。）についてあまり善意的な者達ばかりと見ないようにすべきと考える（これまでも指名手配犯の美容整形に協力した者達などもいたりしたはずであろう。）。）

加えて、個人番号カードを市井で用いさせる事に関する問題点（いくつかの問題があるであろう。そもそも元々個人番号カードは行政機関以外に見せない運用が基本であったはずである事について思い出されたい（当然、その妥当性はあるはずである。民間に暴露を行うのは物理的にも電子的に

も避けられたら避けるべきはずである  
う。)。また健康保険制度に関して用いさ  
せる事には特段に問題が多いはずである  
(その頻度の高さによる暴露の多さや、そ  
こからの危機、また健康保険制度利用を個  
人番号カード発行のための釣り餌にされて  
いるような事等について。)) にも対応が行  
えるはずである。

国は、健康保険（国民健康保険を含めて  
言う。）制度用の、ICチップ付きカードを  
発行するようにすべきと考える。制度変更  
を行い、そのようにしてはどうであろう  
か。技術的・システムの的にはそれが最も合  
理性の高い解であるように思われるのであ  
るが。

意見は以上である。